

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	Free Factory (代表者 杉 将史)
主たる営業所の所在地	大阪府吹田市
許可番号	無し
許可を受けている建設業の種類	無し

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年1月14日
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第2項第2号該当) 建設業法第28条第1項(法第19条第2項違反)
処分の内容 (無許可営業) 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止 1 停止を命ずる営業の範囲 公共事業以外の工事 2 期間 令和4年1月17日から令和4年1月19日までの3日間 (内容変更に伴う書面の不交付) 建設業法第28条第1項に基づく指示	
処分の原因となった事実 Free Factoryの代表者は、神戸市内において、建設業許可を持たずに軽微な工事の基準額を超過した請負契約を締結した。このことは、建設業法第28条第2項に該当する。 また、当社は当該工事において、追加費用が発生する等、当初の請負契約が変更になったにもかかわらず、変更内容が記載された書面を交付しなかった。このことは建設業法第19条第2項に違反する。	